

令和6年11月5日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき
建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令等の改正及び
関係告示の制定等に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和6年8月22日(木)から9月21日(土)までの期間において、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令等の改正及び関係告示の制定等に関する意見募集を行いました。

上記省令案及び告示案に寄せられたご意見の概要とそれらに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令等の改正及び関係告示の制定等に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※3の個人・団体から合計4件のご意見等をいただきました。

※とりまとめの都合上、お寄せいただきましたご意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、内容を適宜要約しています。

※本改正と直接の関係がないため掲載しなかったご意見等についても、今後の施策の推進に当たって、参考にさせていただきます。

No.	パブリックコメントにおける主なご意見等	国土交通省の考え方
(1) 便所に係る建築物移動等円滑化誘導基準の見直し（誘導基準省令第9条及び新設告示関係）		
1	改正誘導基準省令の施行の際に既に認定を取得している計画等については、改正後の建築物移動等円滑化誘導基準に適合させる必要がないという認識でよいか。	ご認識の通りです。
(2) 劇場等の客席に係る建築物移動等円滑化誘導基準の見直し（誘導基準省令第12条の2及び第17条並びに新設告示関係）		
2	改正後の基準に適合している劇場等の客席について、客席外の修繕等を行うたびに誘導基準適合車椅子使用者用部分を新たに2以上設けなければならないのか。	改正誘導基準省令施行後に増築等又は修繕等に係る計画の認定を取得する際には、客席とは無関係の部分を増築等又は修繕等する場合（複合施設で飲食店を増築等又は修繕等する場合など）は、誘導基準適合車椅子使用者用部分を新たに設ける必要はありません。 また、増築等又は修繕等に係る部分に劇場等の客席の座席が含まれないが、既に1以上の客席に2以上の誘導基準適合車椅子使用者用部分がある場合は、新たに誘導基準適合車椅子使用者用部分を設ける必要はありません。
3	取外し可能な椅子等を設け、当該椅子等を取り外せばその部分が誘導基準適合車椅子使用者用部分の幅・奥行き等の基準に適合する場合、当該部分を	通常は座席を設けている部分で取外し可能な椅子等を設ける部分は、誘導基準適合車椅子使用者用部分とはみなしません。

	誘導基準適合車椅子利用者用部分として数えることができるという認識で よいか。	
(3) 駐車場に係る建築物移動等円滑化誘導基準の見直し（誘導基準省令第12条及び新設告示関係）		
4	機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合には、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数全てを車椅子利用者用駐車施設の数とするという認識でよいか。	ご認識の通りです。